

# 第32回管理栄養士国家試験受験要領

## 1 試験地

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

## 2 試験期日

平成30年3月4日（日曜日）

## 3 試験科目

管理栄養士国家試験の科目は、次のとおりである。

- ア 社会・環境と健康
- イ 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
- ウ 食べ物と健康
- エ 基礎栄養学
- オ 応用栄養学
- カ 栄養教育論
- キ 臨床栄養学
- ク 公衆栄養学
- ケ 給食経営管理論

## 4 受験資格、提出書類

※ すべての受験者が必ず提出する書類

- ① 受験願書（別紙様式第1）
- ② コンピューター入力カード（別紙様式第2）
- ③ 写真台紙（別紙様式第3）

(1) 修業年限が2年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において、平成29年12月15日までに3年以上栄養の指導に従事した者（実務期間3年以上終了）。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第5）

(2) 修業年限が3年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である栄養士養成施設〔(6)に該当する養成施設を除く〕を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において平成29年12月15日までに2年以上栄養の指導に従事した者（実務期間2年以上終了）。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第5）

(3) 修業年限が4年（学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科での履修期間を含む）である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、5の厚生労働省令で定める施設において平成29年12月15日までに1年以上栄養の指導に従事した者（実務期間1年以上終了）。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑤ 実務証明書（別紙様式第5）

(4) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）

(5) 修業年限が4年である管理栄養士養成施設を平成30年3月15日までに卒業見込みであって、平成30年3月29日までに栄養士の免許を受ける見込みの者。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）

※ 編入学等により既に栄養士免許を受けた者のみ提出すること。

以下の書類は、管理栄養士養成施設が作成すること。

⑥-1 卒業・履修見込証明書

平成30年3月15日までに必要な単位を履修し、管理栄養士養成施設を卒業する見込であることを証明する書類。

⑥-2 卒業・履修証明書

平成30年3月15日までに必要な単位を取得し、管理栄養士養成施設を卒業することを証明する書類。

⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書

平成30年3月29日までに栄養士免許登録が行われていることを証明する書類。

※ 管理栄養士養成施設を卒業することを証明する「卒業・履修証明書」及び、「栄養士免許取得（見込）照合書」を平成30年3月15日（木）（午後5時必着）までに提出すること。期限内に提出されないときは、当該受験は無効となるので注意すること。

※作成した書類は、所定の大きさとし、書類は、左側上隅をクリップでとめること（ホッチキスではとめないこと）。

(6) 修業年限が3年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第5条の4第3号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者。

- ①～③
- ④ 免許等照合書（別紙様式第4）
- ⑥ 卒業・履修証明書

※ 第25回以降の受験票を所持している者は、この受験票の提出をもって、免許等照合書（別紙様式第4）及び実務証明書（別紙様式第5）の提出を省略できる。

（受験票の氏名に変更があった場合には、これらが確認できる戸籍謄本（又は抄

本) を添付すること。)

ただし、所持している受験票の試験について、「実務終了見込証明書」又は「卒業・履修見込証明書」を提出後、期日までに「実務終了証明書」又は「卒業・履修証明書」を提出しなかった場合、その試験の受験資格が無効となっており、受験票の添付が不可であるので注意すること。

## 【受験資格及び提出書類一覧】

※受験を希望する者は、下記により受験資格及び提出書類を確認のうえ作成すること。

1 受験資格	2 提出書類 【消印有効】	3 試験日	4 追加で提出する書類 【平成30年3月15日(木) 午後5時必着】	5 合格発表
(1) 実務終了者 実務が必要な者	○修業年限2年又は3年又は4年の栄養士養成施設を卒業した者であって、規定の実務を終了している者	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4) ⑤ 実務証明書 (3年又は2年又は1年)  ※第25回以降の受験票を持っている者は、④及び⑤の提出は不要ない。	平成30年 3月4日(日)	平成30年 3月30日(金)
(2) 既卒者	○修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業した者 ○修業年限3年の栄養士養成施設（特例）を卒業した者	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3) ④ 免許等照合書 (別紙様式第4)  ※第25回以降の受験票を持っている者は、④の提出は不要ない。  修業年限3年の栄養士養成施設（特例）を卒業した者は、 ⑥ 卒業・履修証明書が必要である。	平成30年 3月15日までに、修業年限4年の管理栄養士の養成施設を卒業見込みの者	⑥-2 卒業・履修証明書（養成施設が作成 し、養成施設を卒業することを証明する書類）
(3) 卒業見込者 実務が必要な者	○修業年限4年の管理栄養士養成施設を卒業見込みである者  (平成30年3月15日までに、修業年限4年の管理栄養士の養成施設を卒業見込みの者)	① 受験願書 (別紙様式第1) ② コンピューター入力カード (別紙様式第2) ③ 写真台紙 (別紙様式第3)  ⑥-1 卒業・履修見込証明書（養成施設が作成 し、管理栄養士養成施設を卒業する見込み であることを証明する書類）	平成30年3月15日までに必要な単位を履修 する見込み	⑦ 栄養士免許取得（見込）照合書  (養成施設が取りまとめ 行われていることを証明する書類)

※1：卒業見込者は、受験に必要な書類を養成施設へ提出し、養成施設が期日までに管理栄養士国家試験運営本部事務所に書類を提出すること。なお、⑦の書類を追加で提出する必要はない。  
また、卒業見込者ではあっても、編入学等により既に栄養士免許を取得している者は、出願時に④の書類も提出すること。

## 5 厚生労働省令で定める施設

- ア 寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
- イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
- ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- エ 栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
- オ アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

## 6 書類提出に当たっての注意点

### (1) 願書・提出書類

- ・ 願書、提出書類等の作成は、本受験要領を熟読し、記入例を参考の上、誤りのないように記入すること。
- ・ 願書等の記入を誤った場合には、各様式の「注意」にある訂正方法によること。
- ・ 必要事項は全て記入すること。
- ・ 提出書類に記入する氏名は、戸籍（中長期在留者については、在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類等）に記載されている文字を使用すること。
- ・ 受験資格の確認ができない場合には、受験できないことがあるので十分に注意すること。なお、書類の不備等があった場合、着払いにて返送することがある。
- ・ 受験願書提出後、住所等に変更があった場合には、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。
- ・ 受験に関する書類を受理した後は、
  - 1) 書類は返還しない。
  - 2) 受験手数料は返還しない。
  - 3) 試験地の変更は認めない。

### (2) 受験手数料納入の方法

- ・ 受験手数料は、6,800円の額に相当する収入印紙（郵便局等で販売）を願書に貼付すること。都道府県の収入証紙では受験できない。
- ・ 収入印紙は、消印しないこと。消印した場合は無効となるので注意すること。

### (3) コンピューター入力カード（別紙様式第2）

複写式のため強く記入し、切り離さないこと。切り離した場合は3枚をクリップでとめておくこと（ホッチキスでとめないこと）。

### (4) 写真台紙（別紙様式第3）

所定の大きさ（縦11cm×横25cm）の写真台紙に必要事項を記入し、提出前6ヶ月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した縦6cm・横4cmの上半身像であって、その裏面に撮影年月日・氏名を記入した写真を貼り付けること。なお、スナップ写真は不可とする。連絡先の電話番号（携帯電話等）は、必ず日中つながるものと記入すること。

(5) 免許等照合書（別紙様式第4）

- ・ 栄養士免許証と養成施設の卒業証書（証明書）の記載内容を、免許等照合書（別紙様式第4）に転記し、保健所又は都道府県、保健所設置市、若しくは特別区の本庁（一部除く）へ各原本を持参の上、照合を受けること。
- ・ 結婚や転居等により氏名・本籍等を変更している場合は、速やかに書換えの申請を行い、その上で照合を受けること。書換えの手続きに時間を使い、照合を受けられない場合は戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受けること。戸籍謄本（又は抄本）については、免許等照合書とともに提出すること。

（栄養士法施行令第3条に定められているとおり、本籍地都道府県名、氏名等に変更が生じた場合、30日以内に栄養士名簿の訂正を申請しなければならない。）

- ・ 4年制の管理栄養士養成課程（P14の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者は、履修証明書を卒業学校より入手し、持参の上、4年制の管理栄養士養成課程を履修している者であることの照合を受けること。
- ・ 学位授与機構の認定する栄養学に関する専攻科（P18の養成施設コード番号一覧参照）に入学し、これを履修した者は、履修証明書を卒業学校より入手し、持参の上、専攻科1年又は2年を履修している者であることの照合を受けること。
- ・ 該当専攻科を修了した者は、専攻科の卒業証書（証明書）を免許等照合書に転記し、コンピューター入力カードについても専攻科の学校名、学校コード、卒業年月を記入すること。

※免許等照合書の「3. 履修証明書の写し」については、受験者は記入しないこと。

※卒業時から氏名を変更している場合（卒業証明書と栄養士免許証の氏名が異なる場合）は、戸籍謄本（又は抄本）を持参し、照合を受けること。

(6) 実務証明書（別紙様式第5）

実務証明書は、5の厚生労働省令で定める施設において、栄養士が栄養の指導に専従した場合、証明が得られるものであり、**施設の証明者は、虚偽により証明書を作成した場合には、罰せられることがある。**

- ・ 第32回の実務証明書様式でなければ出願はできない。
- ・ 様式は、コピーを使用しても構わない。
- ・ 実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設（実務施設）を記入すること。
- ・ 証明欄Aは実務施設の証明をとること。
- ・ 実際に仕事をしている施設（実務施設=証明欄A）と雇用されている会社（委託や派遣など=証明欄B）が異なる場合は、**証明欄Aの証明と証明欄Bの証明をとること。**
- ・ 証明はいずれも職印とすること。施設において職印が無い場合には、施設長の個人印でも構わない。なお、記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明欄Aの証明印で訂正すること。出願者の個人印、証明欄Bの証明印での訂正是不可とする。
- ・ 実務施設が2ヶ所以上で規定の実務期間を満たす場合は、実務証明書（別紙様式第5）を各自作成して提出すること。**（日数を合計する場合は、31日をもって1か月とする）**
- ・ 実務施設が1ヶ所であっても、実務期間が分かれている場合は、**1期間につき1枚作成すること。**
- ・ パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合は、**週4日以上かつ1日6時間以上**勤務している者については、実務として認める。

※ 週3日で1日8時間や週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められない  
ので注意すること。

- ・ **実務の施設が倒産等でなくなった場合は**、実務を証明する書類として、下記3点を  
証明できる書類を提出すること。

1) 当該施設が存在していたこと

(施設が実在していたことを証明できるもの。登記簿謄本など)

2) 当該施設に勤務していたこと

(職業安定所が発行する当時の雇用保険加入証明又は勤務期間分全ての給料明細  
書など)

3) 栄養士として栄養の指導に従事していたこと

(当時の雇用者や上司から、勤務期間及び業務内容について記載してもらう。そ  
の際、証明者の氏名(署名又は記名押印)及び連絡先も記載してもらうこと。)

※上記3点を証明できる書類を提出ができない場合、実務内容・実務期間の確認が  
できないため、実務期間として認めない。

#### (7) 提出方法

提出は、別紙様式の封筒(角2号、幅24cm×33.2cm)を使用し、管理栄養士国  
家試験運営本部事務所あてに、**必ず書留郵便で送ること。**

提出書類は折り曲げないこと。折り曲げた書類は、開いて封筒に入れること。

#### (8) 願書等の提出

- ・ 受験願書の提出期間は、平成29年12月8日(金)からとし、同年12月15日  
(金)までの消印有効(書留郵便)。
- ・ 卒業見込者の受験願書等の提出は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書き  
きで「第32回管理栄養士国家試験受験申込書類在中」と記載し、上記期間内に管理  
栄養士国家試験運営本部事務所に必ず書留郵便にて送付すること。
- ・ やむを得ず持参する場合は、国家試験係(P10参照)に、平成29年12月15  
日(金)午後5時までに提出すること。

#### (9) 追加書類の提出

- ・ 追加書類は、平成30年3月15日(木)午後5時(必着)までに提出すること  
(書留郵便)。
- ・ 市販の角2号封筒を使用し、封筒の表に朱書きで「第32回管理栄養士国家試験追  
加書類在中」と記載し、管理栄養士国家試験運営本部事務所に**必ず書留郵便で送るこ  
と。**
- ・ 卒業見込者の追加書類の提出は、養成施設が取りまとめて行い、封筒の表に朱書き  
きで「第32回管理栄養士国家試験追加書類在中」と記載し、上記期間内に管理栄養士  
国家試験運営本部事務所に必ず書留郵便にて送付すること。
- ・ やむを得ず持参する場合は、国家試験係(P10参照)に、平成30年3月15日  
(木)午後5時までに提出すること。

(10) 受験票の送付

- 受験票（葉書）は、平成30年2月16日（金）に投函し、郵送（普通郵便）により交付する予定である。平成30年2月23日（金）までに受験票が到着しない場合は、管理栄養士国家試験運営本部事務所へ問い合わせること。
- 受験願書提出後に住所が変更になった場合は、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。

(11) 試験会場

試験会場については、受験票送付時に案内する。会場に関する問い合わせには、応じられない。

(12) 合格発表（※電話での合否照会には応じられません。）

- 合格者は、平成30年3月30日（金）午後2時に厚生労働省、国家試験係（P10参照）においてその試験地、受験番号のみを掲示して発表する。
- 厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）においても、合格者の受験番号のみを掲載するが、最終的な確認は、必ず合格証書にて行うこと。
- 合格者には、厚生労働省から平成30年3月30日（金）に合格証書（葉書）を郵送（普通郵便）により交付する予定である。平成30年4月6日（金）までに合格証書が到着しない場合は、厚生労働省健康局健康課栄養指導室管理栄養士国家試験担当に問い合わせること。本人確認が必要なため、受験者本人以外からの照会には応じられない。
- 受験願書提出後に住所が変更になった場合は、必ず郵便局に転居届を提出しておくこと。

(13) 合格後の管理栄養士免許申請

合格後の管理栄養士免許申請は、原則として住所地の都道府県庁又は保健所が窓口となっているので、合格証書に記載されている書類を持参の上、申請すること。

(14) その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成29年11月20日（月）までに管理栄養士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際に必要な配慮を講ずることがある。

**合格証書未着、その他受験に関する問い合わせ**

厚生労働省健康局健康課栄養指導室  
管理栄養士国家試験担当

電話番号：03-3595-2440（9:00～18:15）  
Eメール：[kanrieiyoushi@mhlw.go.jp](mailto:kanrieiyoushi@mhlw.go.jp)（障害者専用）

## 【Q&A】

Q1. 栄養士免許取得前からの実務は受験資格の実務経験期間に含めることができますか？

A. 栄養士免許取得後から実務経験期間に含めることができます。

Q2. どのような施設が実務施設として認められるのですか？

また、どのような業務が実務経験とみなされるのですか？

A. 厚生労働省令（栄養士法施行規則）で定める（実務証明書に示されている）施設において、栄養士として採用され、栄養指導業務（献立作成、食品材料の選択、栄養に関する教育、栄養に関する調査研究、栄養行政に関する業務、栄養に関する相談、指導、栄養に関する知識の普及向上）に専従していなければなりません。販売員、調理員等の栄養指導業務以外の業務も同時に行っている場合は実務経験とみなされません。

Q3. 過去の受験票の提出により、免許等照合書及び実務証明書を省略することは認められますか？

A. 第25回以降の受験票を所持している者は、認められます。コンピューター入力カード（別紙様式第2の②）に、受験票（原本）を貼付してください。なお、第25回追加試験（平成23年7月31日実施）の対象者は、追加試験の受験票を貼付してください。

## 【願書等の提出先】

(1) 受験に関する書類の郵送先及び問い合わせ先は試験地によらず下記のとおりとする。

管理栄養士国家試験運営本部事務所

東京都豊島区西池袋1丁目7番7号

東京西池袋ビルディング13階 **〒171-0021**

電話番号 03(5396)7837

(2) 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の提出先は下記のとおりとする。

窓口受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00

(行政機関の休日を除く、平日)

国家試験係 所在地	
ランスタッド・ 札幌オフィス 国家試験係	北海道札幌市中央区北三条西3丁目1番47号 ヒューリック札幌NORTH33ビル8階
ランスタッド・ 仙台オフィス 国家試験係	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階
ランスタッド・ 首都圏プロセスセンター 試験監督事業部 国家試験係	東京都豊島区西池袋1丁目7番7号 東京西池袋ビルディング13階
ランスタッド・ 名古屋オフィス 国家試験係	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目6番17号 名古屋ビルディング6階
ランスタッド・ 難波オフィス 国家試験係	大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー10階
ランスタッド・ 広島オフィス 国家試験係	広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階
ランスタッド・ 福岡オフィス 国家試験係	福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル9階
人材派遣センター オキナワ 国家試験係	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階